

## 工事成績評定評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 本要領は、工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して、必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 静岡県が契約した工事で、静岡県建設工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) その他成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は次の者で構成する。

- (1) 理事（土木技術担当）
  - (2) 建設業課長
  - (3) 技術管理課長
  - (4) 工事検査課長
- 2 委員長は、理事（土木技術担当）とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて第1項で定める者以外からも委員に加えることができる。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、工事検査課が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。  
(工事成績評価検討委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次の要綱は、廃止する。
  - (1) 交通基盤部土木工事成績評価検討委員会設置要綱（案）
  - (2) 事務所等工事成績評価検討委員会設置要綱（案）
  - (3) 都市住宅部建設工事成績評価検討委員会設置要綱（案）
  - (4) 都市住宅部営繕総室建築・設備工事成績評価検討委員会設置要綱（案）